第３分科会「憲法と女性の人権・平和について考える」

担当常任：上島早苗・中村理子

助言者：自治労顧問弁護士　上田貴子さん

レポート①　広島県本部　府中職労　部谷由美子さん

　　　　②　長野県本部　安曇野市職労　小穴いづみさん

　最初に上田先生より、憲法は国民を縛るものではなく、国家、権力を縛るもの、自由は与えられるものではなく、生まれながらにもっているもの、そして全ては個人の尊厳「人権」のためにある、と憲法、立憲主義について説明を受けました。一方自民党の憲法草案は、「国民をしばるもの」になっており、人権の範囲も狭められ、さらに政府の都合で制限できるものになっている、そして戦争ができる国になるという内容であるとのこと。今国会がまさに戦争ができる国になるための審議の場になっているので、世論の盛り上りでこの動きを止めなければならないと話されました。

　その後レポート報告で、広島県本部府中職労より、オキナワで起こっていることに関心を持ってほしい、何もしないではなく何かしないとならない、広島県内でさえ８月４日に何が起きたか知らない人が増えている、伝える事が大切というオキナワ平和の旅の報告、長野県本部安曇野市職労からは、民間の仲間との共闘から自分たちの働かされ方がおかしいと気づく機会となったが、忙しさのあまり考える余裕が無くなってしまっている、おかしいと思っても言えない、変えられないと思ってしまう、しかしそれは戦争の時と同じ状態であるという青年女性連絡会による平和学習の取組みの報告がありました。

　報告を受け、参加者それぞれの「忙しい職場実態」について討論が行われました。上田先生からは「サービス残業は違法行為だが、せざるを得ない場合は、何かあったときの自衛のためにきちんと勤務時間の記録を付ける。」「恒常的な長時間労働、時間外手当の不払い、人員不足など抱える悩みはみな共通している。住民サービスの名の下によりよいサービスを提供しようと頑張ってしまうが、私たちは機械ではないということ、人権があるということを意識しよう。困ったとき、迷った時は、憲法という原理原則に立ち返るのが良い。そして平和でないと人権は保障されない。一人ではたたかえない、労働組合に入ることが大切。」と助言がありました。

　最後に中村常任の「今日話した事をこの場限りにせず、職場に持ち帰って広げて行こう。自分の命を犠牲にしてまでする仕事はない。憲法を守る事は職場を守る事と同じ」というまとめで分科会を終了しました。なお、上田先生より「だけじゃない憲法」という本の紹介がありました。９条だけではなく、生活の全てが憲法に守られている！